

## 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

淡路夢舞台公苑温室は、平成12年の開園から20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、大規模修繕を行い、大阪・関西万博に向け、機能の強化を図ることとしている。

修繕を行うにあたり、環境に配慮した設備の更新や植物管理について民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザルを実施する。

なお、本業務は9月県議会補正予算の成立後に事業化する業務であり、12月議会の議決をもって本契約となる。予算が成立しない場合もしくは議会の承認が得られない場合には、本業務は提案の公募に留まり、いかなる効力も発生しない。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務
- (2) 業務内容 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕に係る実施設計及び施工  
(関連する手続き等含む)  
詳細については、要求水準書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月10日(月)まで  
温室は、R6.4月～R7.2月末まで閉館し、R7.3月にリニューアルオープンとする。R7.2月末までに各施設の工事を完了する。なお、展示室については、R7.1月上旬から展示植物の工事(別途工事)を着手予定のため、それまでに空調機器(暖房)の工事は完了させること。
- (4) 業務金額 金1,819,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (5) 施設概要  
施設名：淡路夢舞台公苑温室「あわじグリーン館」  
開園：平成12年3月  
所在地：淡路市夢舞台  
構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上3階  
延床面積：約6,700m<sup>2</sup>  
主な修繕内容：空調・防災等設備の更新、漏水対策等

### 3 応募資格

本プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者と

する。

- (1) 単体もしくは複数の法人で組織された共同企業体（JV）（以下「共同企業体」という）であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。  
なお、単体の場合は県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。共同企業体の場合、構成員のうち1社は県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。また、各構成員の出資比率は2者の場合30%以上、3～4者の場合20%以上、5者の場合は12%以上とする。なお、2者により構成される特別共同企業体の代表者以外の構成員を県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者に限定した場合の出資比率の最小限度は、上記の割合にかかわらず、40%とする。
- (2) 共同企業体による応募を行う場合、次の条件を全て満たすこと。
  - ア 代表となる法人を定めるとともに、構成員となる法人は連帯して責任を負うこと。
  - イ 代表となる法人及び構成員となる法人が、同時に、本プロポーザルの他の応募者（本プロポーザルに応募する単体企業又は共同企業体という。以下同じ。）及び共同企業体の一員とならないこと。
  - ウ 代表となる法人及び構成員となる法人の変更を行わないこと。
  - エ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
  - オ 共同企業体の全ての構成員は、当該工事に建設業法で定める資格を有する技術者を専任で配置できること。
  - カ 資本関係又は人的関係がある者は、同一の共同企業体の構成員となることはできない。
- (3) 単体の法人（共同企業体にあたってはその代表）が、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。  
入札参加資格工種：建築一式工事  
共同企業体の代表以外の構成員にあたっては、次の要件を満たしていること。  
入札参加資格工種：建築一式工事、電気工事、管工事のいずれか
- (4) 単体の法人（共同企業体にあたってはその代表及び構成員）が、(3)に係る工事について、建設業法第15条第1項に規定する特定建設業の許可を有すること。
- (5) 単体の法人（共同企業体にあたってはその代表及び構成員）が、(3)に係る工事の参加資格者名簿の格付等級がA等級であること。  
なお、共同企業体において、県外に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する代表構成員にあつては、次のアからウまでのいずれにも該

当すること。

ア 県内に建設業の許可を受けた営業所を有すること。

イ 法人にあつては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、県に対して直前決算に係る法人県民税及び法人事業税の申告がなされていること。

ウ 県税のうち法人県民税及び法人事業税又は個人事業税の未納がないこと。ただし、地方税法又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく徴収猶予を受けている場合を除く。

- (6) 単体の法人（共同企業体にあつてはその代表となる法人）が、平成 20 年以降に、同種施設又は類似施設について、元請※として設計及び施工（修繕含む（修繕の場合は建物全体を対象にした修繕））の履行実績を有すること。

※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る

同種施設：延床面積 2,600m<sup>2</sup>以上の温室

類似施設：延床面積 5,300m<sup>2</sup>以上の SRC、RC、S 造建築物

- (7) 単体の法人（共同企業体にあつてはその代表となる法人）が、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格者である監理技術者を現場工事期間中専任で配置できること。
- (8) 単体の法人（共同企業体にあつてはその代表となる法人）が 本業務で実施する工事現場の運営、取締りを行うとともに、施工についての確に説明できる現場代理人を配置できること。
- (9) 設計業務は、単体の法人又は共同企業体を構成するいずれかの構成員が担当すること
- (10) 設計を担当する法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第 10 条第 1 項の規定に基づく処分を受けていないこと。
- (11) 設計を担当する法人が、設計作業を統括する管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術は兼任することはできない。管理技術者及び照査技術者は、一級建築士の資格者とする。
- (12) 管理技術者は、病気休暇、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。
- (13) 配置予定技術者及び現場代理人は、応募申請書等の受付日以前に応募者の組織と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- (14) 提案する内容については、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受けられる内容とすること。

- (15) 業務の実施に当たり、県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (16) 次のいずれかに該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者。
  - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者。
  - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
  - エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
  - キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

表：応募参加資格早見表

応募様式	県内に営業所	入札参加資格工種	格付等級	特定建設業許可	設計、施工実績	1級建築士事務所登録	監理技術者		現場代理人	照査技術者	
							1級建築士 or 1級建築施工管理技士			1級建築士	1級建築士
単独	○	建築一式工事	建築一式のA等級	建築一式の特定建設業許可	2600㎡以上の温室 or 5300㎡以上のSRC/RC/S造	○	○	○	○	○	○
企業	代表 ○ (最低一者)	建築一式工事	建築一式のA等級	建築一式の特定建設業許可	2600㎡以上の温室 or 5300㎡以上のSRC/RC/S造	○ (設計担当法人)	○	○	○	○ (設計担当法人)	○ (設計担当法人)
		建築一式電気、管のいずれか	左記工事のA等級	左記工事に係る特定建設業許可	-						

#### 4 プロポーザルに係る手続

##### (1) スケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和 5 年 9 月 5 日（火）	募集要項の公表
令和 5 年 9 月 5 日（火）～10 月 10 日（火）	募集要項配付
令和 5 年 9 月 5 日（火）～9 月 15 日（金）	現地説明会申込受付
令和 5 年 9 月 20 日（水）	現地説明会
令和 5 年 9 月 5 日（火）～9 月 22 日（金）	質問受付
令和 5 年 9 月 25 日（月）～9 月 29 日（金）	質問回答
令和 5 年 10 月 2 日（月）～10 月 10 日（火）	応募申請書等の受付

令和5年10月13日(金)	技術提案参加資格通知
令和5年11月6日(月)～11月13日(月)	技術提案書等受付
令和5年11月中旬	審査会の開催 (プレゼンテーション審査 他)
令和5年11月下旬	仮契約締結
令和5年12月議決後	本契約締結

今後変更の可能性あります。

## (2) 募集要項の配付及び応募図書等の提出

### ア 配付方法

事務局における配付の他、兵庫県ホームページに掲載する。

なお、数量表、図面、植物リストは事務局における配付とします。  
お手数ですが、「9 事務局」までお越し下さい。

### イ 配付期間

令和5年9月5日(火)から同年10月10日(火)午後5時まで

### ウ 応募申請書等受付期間

令和5年10月2日(月)から同年10月10日(火)午後5時まで

### エ 技術提案参加資格通知

技術提案参加資格通知は、応募申請書等を確認後、10月13日(金)  
(予定)に各応募者に対し、電子メールにて行う。

なお、6者以上の応募があった場合は、事業者実績、技術者実績の  
書類審査を行い、評価の高い5者に対し技術提案書の提出を求める。

### オ 技術提案書等受付期間

令和5年11月6日(月)から同年11月13日(月)午後5時まで

### カ 提出方法

原則として事務局に持参して提出すること。

受付は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)  
とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡した  
うえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局  
に必着するよう提出すること。

## (3) 現地説明会の開催

応募申請書、技術提案書の提出に先立ち、本業務の内容に係る現地説明  
会を開催する。

現地説明会への参加を希望する者は、「現地説明会参加申込書」(様式11)

を事務局までメールにて提出すること。

- ・実施場所：淡路夢舞台公苑温室
- ・実施日時：9月20日（水）（予定）
- ・参加申込：9月15日（金）まで
- ・参加者数：各団体5名まで

#### （４）募集要項等の内容に関する質問及び回答

##### ア 受付期間

令和5年9月5日（火）から同年9月22日（金）までの各日午前9時から午後5時まで

##### イ 提出方法

持参、電子メールにより事務局に提出すること。  
電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

##### ウ 質問に対する回答

令和5年9月29日（金）までに兵庫県ホームページに掲載する。  
なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を兵庫県ホームページに掲載する。

#### （５）提出書類

この募集要項のほか、要求水準書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成し、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【応募申請書提出時に必要な書類】紙媒体2部（正副）及び電子媒体で1部を提出すること。

	書類名	様式	部数
ア	応募申請書	1	2部
イ	応募者概要	2-1 2-2（共同企業体のみ） 2-3	2部
ウ	共同企業体協定書兼委任状（共同企業体のみ）	3	2部
エ	配置予定技術者の略歴（監理技術者、管理技術者、照査技術者）（資格・業務実績を証明するものの写し等を添付）	4-1～4-3	2部
オ	事業実績調書（施工実績） 施工実績を記載	5-1	2部

	業務内容確認できる契約書の写し等を添付		
カ	事業実績調書（設計実績） 設計実績を記載 業務内容確認できる契約書の写し等を添付	5-2	2部
キ	誓約書	6-1、6-2、6-3、7	2部
	添付書類 (ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等） 定款又は寄附行為 （法人格を有していない場合は規約等これに類する書類） 商業登記簿謄本（原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの） 前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類 （損益計算書、貸借対照表） (イ) 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類 （兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書」） ※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの ※県での課税実績はない場合は誓約書【様式第7号】 (ウ) 建築士事務所登録証、配置技術者の資格証、配置技術者の雇用 関係確認書類		2部

【技術提案書提出時に必要な書類】紙媒体2部（正副）及び電子媒体で1部を提出すること。

	書類名	様式	部数
ク	技術提案書（提案概要書含む）	8-1～8-5	2部
ケ	工程表	9	2部
コ	経費積算見積書（提案金額）	10	2部

#### (6) 留意事項

- ア 応募する案は各者1提案に限る
- イ 応募図書は、通し番号を付すこと
- ウ 技術提案書提出時の副本においては、応募者が特定できる内容（企業名等）を記載しないこと
- エ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない
- オ 応募図書の制作及び提出に要する経費、プレゼンテーション審査の出席に要する経費は、応募者の負担とする
- カ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する
- キ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない

ク プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない

## 5 技術提案書の作成について

本プロポーザルにおける技術提案書については、下記の内容について提案を求めらる。

### (1) 植物に配慮した施工方法（様式8-1）

本業務は植物を存置しながらの施工となる。温室の温度管理や植物に配慮した施工方法について提案を求めらる。

### (2) SDGs・環境負荷低減への貢献（様式8-2）

淡路夢舞台公苑温室は、SDGsへの理解を深める施設としての側面を備えている。工事においてもSDGsへの貢献や環境負荷低減を図るため、応募者の創意工夫によるアイデアを盛り込んだ提案を求めらる。

### (3) 実施体制・工程管理（様式8-3、9）

DXやICT活用等により、工期がより短縮される実施体制・工程の提案を求めらる。

温室は、R6.4月～R7.2月末まで閉館し、R7.3月にリニューアルオープンとする。R7.2月末までに各施設の工事を完了する。

なお、展示室については、R7.1月上旬から展示植物の工事（別途工事）を着手予定のため、それまでに空調機器（暖房）の工事は完了させること。

### (4) コスト縮減の工夫（様式8-4）

機器の更新等において、要求水準以上の機能を兼ね備えつつ、ランニングコスト等を踏まえたトータルコストの低減を図る提案を求めらる。

### (5) 提案概要書（様式8-5）

上記(1)から(4)の内容を簡潔にまとめた提案概要書を作成すること。提案概要書はA4片面4枚又はA3片面2枚までの資料とする。なお、提案概要書も技術提案書の一部を構成するものとし、審査に使用する。

## 6 審査

### (1) 審査の方法

「淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、次表の審査項目について審査の上、本業務を実施する者を選定する。

6者以上の応募があった場合は、事業者実績、技術者実績の書類審査を行い、評価の高い5者に対し技術提案書の提出を求め、選定委員会において審査を行う。

応募図書及びプレゼンテーション審査をもとに審査を行う。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

なお、プレゼンテーション審査への参加者は応募者 1 者あたり 5 名までとし、日時については、後日連絡する。

- ア 委員が審査項目に従って採点する。
- イ アの合計得点が最高点となったものを当選者とする。
- ウ 最高点をとったものが 2 者以上ある場合は、提案金額の一番低い者を当選者とする。
- エ 最高点をとったものが 2 者以上あり、提案金額が同じの場合は、くじ引きにより当選者を決定する。
- オ 次順位の当選者についても決定する。
- カ 当選者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の当選者を受託候補者とする。
- キ 本委員会は非公開とする。

## (2) 審査項目

審査項目は、「①事業者及び配置技術者に関する審査」及び「②技術提案の的確性・独創性・実現性に関する審査」の合計 100 点満点とし、それぞれ審査基準を定める。

審査項目			配点	
審査項目	審査の視点			
① 事業者及び配置技術者 (20 点)				
事業者 実績	施工 実績	「延床面積 2,600m <sup>2</sup> 以上の温室」、「5,300m <sup>2</sup> 以上の SRC、RC、S 造の文化・交流・公益施設※」、「5,300m <sup>2</sup> 以上の SRC、RC、S 造建築物」の施工実績 (単体もしくは共同企業体の構成員が、 温室の施工実績がある:5 点、 文化・交流・公益施設の施工実績がある 3 点、 上記以外の SRC、RC、S 造建築物の施工実績がある:1 点)	5	10
	設計 実績	「延床面積 2,600m <sup>2</sup> 以上の温室」、「5,300m <sup>2</sup> 以上の SRC、RC、S 造の文化・交流・公益施設※」、「5,300m <sup>2</sup> 以上の SRC、RC、S 造建築物」の設計実績 (単体もしくは共同企業体の構成員が、 温室の設計実績がある:5 点、 文化・交流・公益施設の設計実績がある 3 点、 上記以外の SRC、RC、S 造建築物の設計実績がある:1 点)	5	
技術者	監理	「延床面積 2,600m <sup>2</sup> 以上の温室」、「5,300m <sup>2</sup> 以上の SRC、RC、	5	10

実績	技術者	S造の文化・交流・公益施設※、「5,300 m <sup>2</sup> 以上のSRC、RC、S造建築物」の施工実績 (温室の施工実績がある:5点、文化・交流・公益施設の施工実績がある3点、上記以外のSRC、RC、S造建築物の施工実績がある:1点、実績なし:0点)		5
	管理技術者	「延床面積2,600m <sup>2</sup> 以上の温室」、「5,300m <sup>2</sup> 以上のSRC、RC、S造の文化・交流・公益施設※」、「5,300 m <sup>2</sup> 以上のSRC、RC、S造建築物」の設計実績 (温室の設計実績がある:5点、文化・交流・公益施設の設計実績がある3点、上記以外のSRC、RC、S造建築物の設計実績がある:1点、実績なし:0点)		
② 技術提案の的確性・独創性・実現性 (80点)				
植物に配慮した施工方法	植物に配慮した施工方法が示されているか (A:20点、B:15点 C:10点 D:5点 E:0点)		20	80
SDGs・環境負荷低減への貢献	SDGsや環境負荷低減などの環境配慮技術の導入について、貢献度の高い方策が示されているか (A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点)		20	
実施体制・工程管理	DXやICT等により工期がより短縮される体制・工程が提案されているか (A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点)		20	
コスト削減の工夫	必要な機能を兼ね備えつつ、ランニングコスト等、トータルコストの低減を図る工夫が示されているか (A:15点 B:12点 C:8点 D:4点 E:0点)		15	
提案金額	50×(1-各応募者の提案金額/業務上限額) 上限5点		5	
合 計			100	

※文化・交流・公益施設：映画館、劇場、美術館、博物館、図書館

A:特に優れている B:優れている C:普通 D:劣っている E:不備がある

### (3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。また、当選者名について、県HPにて公表する。

## 7 当選の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、当選を取り消す。

## 8 契約

(1) 契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第

5号の規定に基づき議会の議決を要するので、県が作成した契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

なお、契約締結にあたっては、事前に契約額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(2) 当選者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに当選者に対して支払った代金の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(3) 県は、当選者と提案業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、県と当選者の双方で確認の上、提案業務の内容を修正又は変更することがある。

(4) 当選者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。

(5) 当選者は、本県工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を県に提出すること。

(6) 当選者は、次の(ア)、(イ)を県に提出すること。

(ア) 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(イ) 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(7) 下請負人の健康保険等加入義務等

ア 当選者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該

届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- a 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - b 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - c 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- イ 上記の規定にかかわらず、当選者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

a 当選者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
- ② 県の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、当選者が県に提出した場合

b a に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- ① 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
- ② 県が当選者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（県が、当選者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、当選者が当該確認書類を県に提出した場合

ウ 県は、当選者がアに掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、イに規定する場合を除く。

エ 当選者は、当該社会保険等未加入建設業者が b②に掲げる下請負人である場合において、①に定める特別の事情が認められず、かつ、当選者が②に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を県の指定する期間内に支払わなければならない。

(8) 支払い条件

各年度における支払予定額は、おおむね次の割合による。

支払予定額：令和 5 年度 3% 令和 6 年度 97%

## 9 事務局

兵庫県まちづくり部公園緑地課 小山、平田、上田

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-3550

電子メール [kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp)